そんなに遠くない昔

小笠原では飼い主のいないネコの対策に取り組み始めていました。

みなさんのご協力を受けながら、集落でのネコ対策で先進的な成果をあげてきました（その後山域でも）。

ネコ対策含めた外来種への対策が一定の成果を挙げるなど、今後の対策準備が整ったことも登録を後押ししたと言われています。

これまでの経験を活かした新しい条例では“人とペットと野生動物”のより良い関係をつくることを目指します。
※ネコ条例は発展的消滅(廃止)となる予定です。

OGANIMAL（オガニマル）お悩み相談室

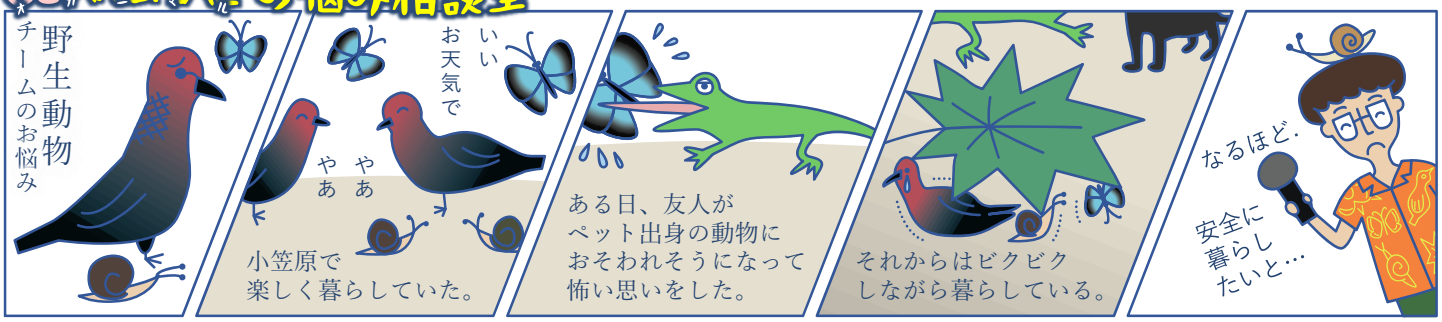

そこで…

小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例ができました！

（オガさわら　あニマる　ルール）

条例ができるまで

平成27年から「愛玩動物による新たな外来種の侵入・拡散防止に関する地域課題ワーキンググループ」において制度等を検討してきました。
令和元年度にシンポジウムや住民説明会、飼い主懇談会等を開催し、その制度内容を説明するとともに、いただいたご意見を踏まえ、条例内容の精査を行い、同年度末に条例ができあがりました。

問合せ先　小笠原村環境課　04998-2-2270

村民のみなさまへ

オガニマルール は、
令和３年度から始まる予定です。

- ◆準備のため、令和２年度中にペットの飼養状況をうかがう予定です。その際はご協力をお願いします。
- ◆ルール開始後の取組にもご理解・ご協力をお願いします。

ルール が始まったら、

- ◆新たなペットを30日を越えて飼う際は村役場で登録してください。
- ◆他の**オガニマル**への餌やりはダメです。

島内で捕まえた動物の取扱い

- ◆島内にいるグッピーやコオロギなどの動物を捕まえて飼う場合も、30日を越えると登録が必要です。
- ◆もしも自然に返す場合、本来の自然に影響が出ないよう、元々いた所と違う所に放さないようにしましょう。

飼い主のみなさまへ

ルール が始まったら“**お願い**”から“**義務**”へ

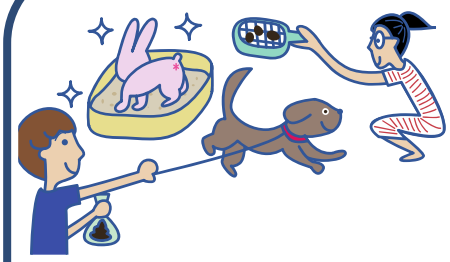

- ◆人に迷惑をかけないようルールやマナーを守る、ペットを清潔にするなど、これまでどおり、きちんと飼いましょう。
- ◆無責任に捨てない！　逃がさない！
- ◆ペットの健康と安全に気を配り、さいごまで大切に飼いましょう。
- ◆誰のペットかわかるように　努めましょう。
- ◆むやみな繁殖をさせないように努めましょう。
- ◆「飼い主の会」に入り、協力し合ってペットを飼いましょう。

の飼い主さん

- ◆これまでどおり、新たに飼う際は村役場で登録してください。
- ◆特に**ネコ**は、健康と安全に配慮しつつ、マイクロチップを装着させ、避妊・去勢手術をし、５頭／世帯以内で、きちんと飼い続けましょう。
- ◆放し飼いしないようにしましょう。特にネコは室内飼養をお願いします。

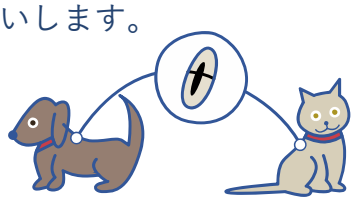

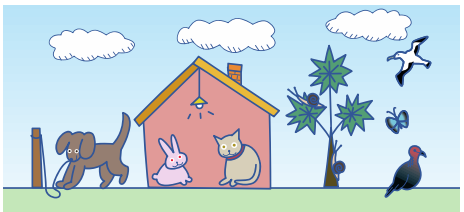

その他のペットの飼い主さん

- ◆うさぎやハムスター、カメ、鳥、魚、昆虫などのペットを飼っている方**も**、村役場で登録してください。
- ◆逃げられないように工夫して飼いましょう。

ゆくゆくは…

- ◆村外から村内に動物を持ち込み飼う際には、“申告”が必要となる予定です。
- ◆持ち込むことができるペットの種類は、“制限”される予定です。

① まず、“登録”を進めることで、村内のペットの飼養状況を把握します。
② 次に、村外からの動物持込みの“申告”を進めることで、村外からのペットの持込み状況を把握します。
③ これらの過程を経て、どのような種類のペットを持ち込んでもよいかを決めていく予定です。